

日本CSR 普及協会 2022 年度第 3 回研修セミナー

気候変動と法的リスク

サステナビリティへの取組みと 取締役の善管注意義務

弁護士 島田浩樹

設楽・阪本法律事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座6-7-2

みつわビル3階

e-mail hiroki@anwalt.jp

取締役の善管注意義務

- ▶ 株式会社の取締役は法律上「善良なる管理者の注意義務」をもって会社を経営する責任を負っている（違反すれば株主代表訴訟等により個人としての損害賠償責任を追及される）
- ▶ 平たく言えば「会社の利益のためベストを尽くせ」というもの
- ▶ サステナビリティへの取組みと善管注意義務との関係は？

サステナビリティへの取組に費用を支出しても善管注意義務に反しない？

- ▶ 会社として社会的に期待ないし要請される活動を行うことには、企業体としての円滑な発展を図る上で相当の価値と効果が認められ、そのために相当程度の出捐をすることは、会社として当然のことである（最高裁／昭和45年6月24日判決）
- ▶ 取締役の行う経営判断は、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない（最高裁／平成22年7月15日判決）



余程の酷さでない限り大丈夫
見解が割れることがあるのも当然

サステナビリティへの取組に遅れを取ると善管注意義務に反する？

- ▶ もはや「余裕ある場合の社会貢献」ではなく「本業のど真ん中」「待ったなし」
- ▶ 社会・ソフトローの変化
 - SDGs
 - コーポレート・ガバナンス・コード
 - 対話ガイドライン
 - ESG投融資
 - 日本版スチュワードシップ・コード
- ▶ ハードロー（法令）も変化
 - 有価証券報告書におけるサステナビリティ関係開示の義務化

サステイナビリティへの取組にかかる留意事項

- ▶ 積極的な情報開示
 - ×陰徳（良いことをしても黙っている）
- ▶ 同業他社の趨勢に遅れを取らない
 - あくまでも単なるボトムライン
- ▶ 各種法令上の努力義務規定，責務規定
 - 「貴社は如何なる努力を」と尋ねられたら？
- ▶ 株主総会，取締役会の活性化
 - 変革期における社外役員の役割